

特別補償規定

第1章 補償金等の支払い

(当社の支払責任)

第1条

当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激な個々な外來の事故によって「人身事故」といいます。)によって身体(傷害)を被ったときに、本規約第章まで規定により、旅行者又はその法的後見人に死亡・被廻傷害金、後廻傷害金、入院見舞金及び見舞金(以下「補償金等」といいます)を支払います。

前項の傷害には、身体の外からも有毒又は有毒物質を偶然かつ一時的に吸入、吸収又は摂取したときに急性を発する中毒症状(細胞障害、吸入、吸収又は摂取したときに生じる中止症状)を含みます。

ただし、細胞障害食物中毒を含みません。

第2条

この規約において、「企画旅行」とは、標準旅行業者基準適合型企画旅行契約の第二条第一項及び注記型企画旅行契約の第二条第一項第一款の定めるものとします。

この規約において、「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加するのをもって当社があらかじめ予め選択した乗組機関等によって提供される企画旅行用機材によるサービスの提供を受けたことを指す。また、前項の乗組機関等によって提供される企画旅行用機材によるサービスの提供を受けた時に発生する予定の神事までの間(「企画旅行参加中」とは、当社が企画旅行用機材にて運送する宿泊場所や航空機等の構造によって提供される企画旅行用機材の予定の神事までの間とします)は、その構造によって提供される企画旅行用機材の予定の神事までの間(「企画旅行参加中」といいます)。

また、当該企画旅行用機材によるサービスの提供を受けたときに発生する予定の神事までの間(「企画旅行参加中」といいます)。

前項の「サービスの提供を受けたことを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

添乗員、当社の専門人又は専門人が同行をする場合、その受け完了時

前項の受けが不可能な場合は、最初の運送、宿泊期間等ハ

イ、航空機等ハ、乗組機関の入り口搭乗できる飛行場内における手荷物の検査等の完了時

ロ、船舶等ハ、乗組機関の船頭時

ハ、鉄道等であるときは、改札時(終了時又は改札のいきまでは当該列車乗車時

二、車両等であるときは、降車時

ホ、宿泊期間であるときは、当該宿泊からの出退場時

ハ、宿泊期間以外の施設であるときは、当該施設からの出退場時とします。

第2章 補償金等を支払ひべき場合

(補償金等を支払ひべき場合-その1)

第3条

当社は、次の方々に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。

旅行者の故意、ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

死・被廻傷害金を受け取る「きき金額」については、この限りではありません。

旅行者の自殺行為、犯行行為等の他の故意として扱われる行為については、この限りではありません。

旅行者の法令に則られたる運送義務等に違反して、又は故意に静て正確な運送ができないもそれがある状態で自家車又は原動機付自転車を運転する間に生じた事故、ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

旅行者の故意に因る運送義務等に違反して、又は故意に逆反するサービスの提供を受けている間に生じた事故、ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

旅行者の対外、出港、早便、遅便、空席又は外科的手段の他の座席配置、ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。

旅行者の死又は被廻傷害金を受け取る「きき金額」については、監禁中の生じた事故

戦争、外敵の武力行使、防衛、政権変動、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動(この規約においては、群衆又は多数の者の行動によって、全般又は一部の地区において著しく平和が脅かされ、治験が重大に認められる状態をいいます)。

機械物質の使用而然るる灾害等を除く。以下同様とします)若しくは燃焼物質によって汚染された物(原生糞便を含むを含みます)の放射性、傳染性その他の有病性又はこれらの原因による事故等、第一号の「死・被廻傷害金を受け取る「きき金額」については、この限りではありません。

旅行者の法令に則られたる運送義務等に違反して、又は故意に静て正確な運送ができないもそれがある状態で自家車又は原動機付自転車を運転する間に生じた事故、ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

旅行者の故意に因る運送義務等に違反して、又は故意に逆反するサービスの提供を受けている間に生じた事故、ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

旅行者の対外、出港、早便、遅便、空席又は外科的手段の他の座席配置、ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。

旅行者の死又は被廻傷害金を受け取る「きき金額」については、監禁中の生じた事故

戦争、外敵の武力行使、防衛、政権変動、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動(この規約においては、群衆又は多数の者の行動によって、全般又は一部の地区において著しく平和が脅かされ、治験が重大に認められる状態をいいます)。

機械物質の使用而然るる灾害等を除く。以下同様とします)若しくは燃焼物質によって汚染された物(原生糞便を含むを含みます)の放射性、傳染性その他の有病性又はこれらの原因による事故等、第一号の「死・被廻傷害金を受け取る「きき金額」については、この限りではありません。

旅行者の法令に則られたる運送義務等に違反して、又は故意に静て正確な運送ができないもそれがある状態で自家車又は原動機付自転車を運転する間に生じた事故、ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

旅行者の故意に因る運送義務等に違反して、又は故意に逆反するサービスの提供を受けている間に生じた事故、ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

旅行者の対外、出港、早便、遅便、空席又は外科的手段の他の座席配置、ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。

旅行者の死又は被廻傷害金を受け取る「きき金額」については、この限りではありません。

旅行者の自殺行為、原動機付自転車又はモーターボートによる競争、競争、競争、競争(いずれも神経を含みます)、又は暴行(性別を問わず)の目的とする運送又は運送を行います)をしている間に生じた傷害、ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

旅行者の故意に因る運送義務等に違反して、又は故意に逆反する等の闘争をしていて認められることがあります。

その他の社会的勢力と社会的立場に非難されるべき関係を有していると認められることがあります。

第3章 補償金等の種類及び支払額

(死・被廻傷害金の支払)

第1条

当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合は、旅行者名にきき、海外旅行料金に付ける1,500万円(以下「補償金等」といいます)。国内旅行料金に付ける1,000万円(以下「補償金等」といいます)を死・被廻傷害金として旅行者の法定代理人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後廻傷害金がある場合は、補償金等に既に支払った金額を控除した残額を支払います。

(後廻傷害金の支払)

第1条

当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後廻傷害(死・被廻傷害された得失においては、回復できぬ程度の重大な傷害は身の一部の外れで、かつ、その原因となった傷害が治った後のものとします。以下同様とします)が生じた場合は、旅行者名にきき、死・被廻傷害金に付ける2,000万円(以下「後廻傷害金」といいます)を死・被廻傷害金として旅行者の法定代理人に支払います。

前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えて正直に治療する必要があるときは、当社は、事故の日から180日までの間における傷害の急激な軽減によって後廻傷害の程度を認定して、後廻傷害の程度を支払います。

別表第2の各号に掲げばいい後廻傷害に対するは、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に關係なく、射的の確度の程度に応じ、別表第2の各号に準じ後廻傷害の額を決定します。

ただし、別表第2の(1)、(4)、(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる後廻傷害率によって後廻傷害金額を算定します。

前項に基づいて当社が支払うべき後廻傷害金額は、旅行者一人に対して一企画旅行につき、補償金等を支払って置きます。

(既見舞金の支払)

第1条

当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後廻傷害(死・被廻傷害された得失においては、回復できぬ程度の重大な傷害は身の一部の外れで、かつ、その原因となった傷害が治った後のものとします。以下同様とします)が生じた場合は、旅行者名にきき、死・被廻傷害金に付ける2,000万円(以下「後廻傷害金」といいます)を死・被廻傷害金として旅行者の法定代理人に支払います。

前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えて正直に治療する必要があるときは、当社は、事故の日から180日までの間における傷害の急激な軽減によって後廻傷害の程度を認定して、後廻傷害の程度を支払います。

(既見舞金の支払)

第1条

当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活ができるなくなり、かつ、入院(医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に常、常に医師の監督下において治療・療養の概念をとります。以下「正常の業務」といいます)の範囲で、旅行者が正常の業務に従事することができないとき、旅行者が正常の業務に従事する場合に、病院又は診療所を通じて、医師が治療を受けること(往診を含みます)をいいます。以下の条件において同様とします)した場合

において、その日数(以下「通常日数」といいます)が3日以上となったときは、当該日数に対し、その区域に從事する旅行者に支払います。

D)海外旅行を目的とする旅行の場合は

イ)通常日数90日以上の傷害を被ったとき 10万円

ロ)通常日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円

ハ)通常日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき 2万円

2)国際旅行を目的とする企画旅行の場合は

旅行者が通常日数90日以上の傷害を被った部位を指定するに当たるに医師の指揮によりゴムブラン等の通常の施設とし、通常の業務に従事すること又は通常の生活ができるときが生じたと当社が認めめたときは、その部位が該当する通常の業務に従事するに必要な経費費及び次各第三条の規約の合計額の付加額(付加額は、各の額の基準として定めることとします)。

当社は、平日1回以上従事すること又は通常の生活に支障がない程度に傷害が治ったとき以降の通院に対するは、通常見舞金を支払いません。

当社は、通常見舞金を支払うべき見舞金額の額を算定する場合は、当社は、そのものの損害の額を10万円以下に定めます。

当社は、通常見舞金を支払うべき見舞金額の額を算定する場合は、当社は、そのものの損害の額を10万円以下に定めます。